

定期監査の結果に基づく措置

(令和7年2月3日実施)

教育施設課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過多及び過少な使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例の規定に従い適正な事務処理をされたい。
措置	過多に徴収していた使用料については、還付手続きを完了しました。 また、過少に徴収していた使用料につきましても、追加徴収を完了しました。 今後は、倉敷市行政財産使用料徴収条例の規定に従い、使用料の算定方法に誤りがないよう、適正な事務処理を行います。

定期監査の結果に基づく措置

(令和7年2月13日実施)

中央図書館 船穂図書館

調査事項	支出について
指摘事項	<p>前金払いしていた定期刊行物について、次の事項に不備が見受けられたため、地方自治法施行令等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 発行回数が減少していたことについて、認識していたものの、過払い金について確認を行っていなかった。</p> <p>(2) 過払い金に対する戻入処理を行っていなかった。</p>
措置	<p>雑誌の年間定期購読料支出後、出版社倒産に起因する発行頻度の変更による過払いについて、返納手続きを行い、3月6日に返納完了しております。</p> <p>今後は、定期刊行物の発行状況の把握に努めるとともに、精算事務が発生した場合は、地方自治法施行令第159条の規定を順守し、適正に事務を行ってまいります。</p>